

「裸の王様」とバーベキュー

きわめて次元の低い話です。

「そんな話より、もっと大事な課題があるだろう！」
そう、お叱りをいただくに違いありません。

しかし、この「火災報知機取り外しバーベキュー」
事件に、「善行土地取得問題」をはじめとして藤沢市
で続出する様々な問題が象徴されているのです。

なぜ、こんな「次元の低い」問題が起きたのか、そ
の背景を考えてみたいと思います。

火災報知機を取り外してバーベキュー

8月1日の夕刻、藤沢市役所職員会館1階の食堂で
海老根靖典市長と80人ほどの職員の懇親会が開かれ
ました。

市長は自ら鉄板で「藤沢チャー
メン」を焼いてふるまい、副市長
も網で焼き肉を焼いたそうです。

勤務時間外のことですから、懇
親会を開いただけなら問題になる
ことではありません。



▲海老根靖典市長

ただ、室内で火を使ってバーベキューを行ったので
す。当然、かなりの煙も出ます。

そこで「この懇親会を企画した経営企画課（市の説
明による）」は、設置されていた火災報知機を取り外
すという挙に出ました。

これは消防法に違反する行為です。もし万一火災で
も起きていたら、どうするつもりだったのでしょうか。

この行為は、思わぬところから発覚します。

立ちこめたバーベキューの煙が2階に上がり、2階
の火災報知機が作動してしまったのです。防火扉まで
閉まったといいますから、相当の煙だったのでしょう。

2階で仕事をしていた職員が驚いて食堂に降りてい
き、この顛末を知ります。

職員はただちに「すぐにやめてほしい」と抗議しま
す。でも市長らは、この抗議を受けてもしばらくはそ
のままバーベキューを続けたそうです。

のちに市は「ただちに網焼きは中止した」と釈明し
ていますが、職員の証言とは食い違っています。そも
そもそういう問題ではありません。

問題の本質は何か

この問題は9月7日、新聞やテレビが一斉に取り上
げたことから全国に知れ渡ることとなります。

格好の「ワイドショーネ
タ」でした。スポーツ新聞
もとりあげ、「藤沢市の非
常識」を嗤いました。

ですがこの事件は、単に
「非常識」だけではすまな
い、もっと本質的な問題
をはらんでいます。



まず第一に、これはれっきとした違法行為だとい
うことです。

消防法第38条は、「火災報知機 を損壊し、又
は撤去した者は、これを5年以下の懲役に処する。」
と定めています。それほどの行為なのです。

2001年に起きた新宿の雑居ビル火災は、44名
が死亡する大惨事となりました。被害をここまで大き
くした原因のひとつは、火災報知器のスイッチが故意
に切られていたことでした。

火災報知器とは、それほど重要なものです。だから
こそ、この6月からすべての住宅で火災報知器の設置
が義務化されたのです。

その指導を行うべき市が、火災警報器を取り外した
のです。これでは市民のみなさんに「火災報知器を設
置してください」と指導できるはずはありません。

部下に責任を押しつける「トップ」

こうした問題が起きたとき、誰が「責任」をとるの
でしょう。これは「危機管理」の問題でもあります。

9月7日の神奈川新聞には、海老根市長のこんなコ
メントが報じられていました。

海老根市長は「今後このようなことがないように
新井副市長を通じて担当部長（経営企画部長、
財務部長）に注意した」とコメントした。

まるで他人事ではありませんか。

